

令和4年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 古木会

令和4年度事業計画

社会福祉法人 古木会

理事長 木下勝之

令和3年度は、コロナウイルス感染予防に多く影響を受け運営が大変でした。利用者様への感染がないよう毎日頑って運営しましたが令和4年度も同様に、感染予防に心がけていきます。当法人は、令和3年3月に東京都及び世田谷区の補助金を利用して導入した簡易陰圧器を、全施設の全部屋に設置したことで強制換気ができ、これから感染予防には大きな強みとなりえたと考えています。令和2年度及び3年度は、コロナウイルス感染症が地域に拡大した時期でもショートステイやデイサービス等を休止することなく営業できました。

(認知症対応型通所介護については、利用者がいないため、令和4年度も休止の計画です。) 令和4年度もこれまで通りの運営を行えると確信しています。

各事業については、下記のように計画しています。

成城アルテンハイム

昭和59年に開設してから30数年以上が経過し、建物の老朽化が目立っています。特に給排水設備の老朽化は深刻で、何度も汚水の水漏れがありその都度応急工事を行ってきました。また、電気設備では、関東電気保安協会よりキュービクルの老朽化を指摘され、設備の交換を薦められています。簡易陰圧器設置工事中に工事業者より、アルテンハイムの電圧が低く負荷がかかりすぎると火災の恐れもあるとの指摘がありました。このような施設の老朽化に対し、これまで何度も建て替えを検討し、そのための代替地を求めてきましたが、世田谷区内での用地取得は現在までできておりません。上記の状況を踏まえたうえで、現在地での建て替えをすることが妥当と考えています。しかし、すぐの工事は不可能なため、今後10年以降に着工できるよう現在の建物をできるだけ長く使用することとしました。工事か所は、優先順位をつけ改修工事を計画しています。工事の財源については、自己資金と東京都及び世田谷区の補助金を利用させていただき現在申請を行っています。工事期間は約6か月とし、二部屋ずつ順に工事していきます。工事中の利用者(8名)は、ショートステイの部屋を利用していただき、外部へ移動がないようにして負担が少なくなるよう計画しています。

グループホーム

当法人のグループホームでは、3カ所とも介護職員不足が続いています。積極的に人材紹介会社等を利用して採用活動を行っていますが、全国的な介護人

材不足があり解消にはまだまだ時間がかかりそうです。派遣職員に頼らざるを得ない状況もあり、そのため経営状況は厳しく、これまで何とか黒字を保ってきた喜多見グループホーム「かつらの木」も苦心している状況です。できるだけ早く職員体制を整え、黒字化を目指します。

烏山では、世田谷区からの委託事業が併設されています。令和3年度から在宅復帰施設から新たな事業として高齢者の一時預かり施設へ内容変更して運営しています。緊急利用にもスムースに対応できるよう配置職員も変更しています。令和4年度も世田谷区と連携して運営を行います。

通所介護事業

これまで赤字続きだった祖師谷ケアセンターは、令和2年から黒字化し3年度はさらに経営が安定しました。運動器の機能改善のために導入した介護予防機器の効果は大きく、他の事業所にも導入を考えていきます。

鎌田ケアセンターについては、3年度は馬事公苑の世田谷区の施設を利用しての運営でした。区の施設の大規模修繕のため、1年間代替え地での運営のため、新規利用者の獲得は困難でしたが、改修後は、浴室も改善され新たな入浴機器も導入されたので、4年度は利用者増に向けて運営していきます。

成城・鎌田・祖師谷ケアセンターも施設同様職員不足は続いています。4年度も引き続き採用活動継続します。

訪問系事業

成城訪問看護ステーションは、職員体制の見直しを計画しています。サービスは、看護師及び理学療法士等を増やし地域のニーズ応えられるよう体制を整えます。中町訪問看護ステーションについては、職員不足が続いています。4月に新規採用が決まっているが更なる採用を行い職員体制の強化を図ります。

訪問介護事業についても、他の事業所同様ヘルパーの採用が困難な状況です。3月に1人採用が決まっていますが、人手不足の解消にはなっていません。登録ヘルパーも高齢化しており、抜本的な改善策が見つからないままの状態です。採用方法については、紹介会社も併用しつつ、法人のホームページの採用内容を充実させて応募者が興味を持てるようにします。

居宅支援事業所

現在、成城・祖師谷・鎌田の事業所については、順調にサービス利用依頼があり収支もますます安定しています。同一法人内の各サービスの連携を取りつつ、安定した経営を継続します。成城介護保険サービスでは、職員の1名増を予定しています。

中町介護保険サービスでは、職員の退職がありその後採用はできましたが収支に見合う利用者数には達していません。令和4年度中には黒字化を図ります。また、梅丘あんしんすこやかセンター跡地に居宅支援事業所の新規開設を予定しています。令和4年度10月頃のオープンを目指します。

地域包括支援センター

平成31年4月から新たにプロポーザルにて選定された契約内容で、運営を開始して、3年が経過しました。令和5年度には公募が予定されます。令和4年度は公募に向けて準備を行う必要があります。また、令和5年には長年勤めた職員の定年も複数名あり、令和4年度からその対応に向けた職員採用が必要です。計画的に採用活動を行っていきます。

公益事業の取り組みについて

コロナウイルス感染対策のため、これまでできていた公益的事業の取り組みが制限されてきましたが、令和4年度はウイズコロナに向けて活動を再開します。感染状況を見ながら、アルテンハイムの食堂の地域住民への貸し出しや、介護者教室の開催等を計画します。

令和4年度は、今後も予想される新たな感染症も想定し、パンデミックを想定したBCPの見直しを行い、事業が安定して継続できるよう運営していきます。

事 業 計 画 書

(1) 事業方針

令和3年度も長期化（感染拡大、終息傾向の繰り返し）している新型コロナウイルスによる感染予防のため、外部入館者の制限等により余暇活動（クラブ活動等）や面会制限など利用者様の生活にも影響をきたす状況が続いている。

また同様に高齢者サークル活動への施設スペースの貸出の中止や教員資格取得のための介護体験、区や区内施設長会主催の「介護者教室」や小学生などへの「車椅子体験等の事業」なども中止している状況が続いていた1年であった。

新型コロナワクチンの接種については、昨年度12月末に世田谷区内の特養で最初の3回目の接種が実施され、感染予防を講じているが、感染状況が長期化する場合はワクチン接種や経口薬等の投与など動向を踏まえ感染予防や重篤化予防の対策を講じていかなければならない。

上記のようなコロナウイルスの脅威にさらされながらも、施設内の職員や家族等の陽性発覚後の職員へ抗原検査等なで適切に対応しながら、令和3年度の特養入所及びショートステイについてはサービス休止することなく運営を継続した。今後も適切な感染予防、対策を講じながら来年度も介護難民をつくることのないように営業の継続をしていく。

令和3年度には、ショートステイの実人員の減少傾向の時期はあったが、新規の利用者は段々と増加してきている。成城訪問看護や同法人内の居宅支援事業所が中心ではあるが、世田谷区や他一部の居宅支援事業所からの緊急的な受け入れや困難ケースを柔軟に受入れることで、急遽在宅生活継続が困難になったケース等は最初に利用相談をして下さる関係性も構築されてきていることも一因であった。令和4年度においても、居宅支援事業所との関係性の構築を重要視しながら利用実人員を増加しリピーターに繋げていき、利用率を高めていく。

令和4年度、法人全体の事業計画書にも記載されているが、施設建物の老朽化（給排水設備・電気設備等）に対して、東京都及び世田谷区の大規模修繕補助金を申請し認可されれば大規模な修繕が行われる予定である。その際には狭小施設であるため、工事期間の一定期間についてはショートステイの利用を休止し、ショートステイ利用者分のベッドを工事範囲の居室特養利用者を移室しなければならず、その休止期間及び再開後の一定期間は顧客が戻る事も含め平常時に戻るのには相当の期間が掛かる事が想定される。その期間の収入が減る事は想定され、その減収を抑制していくことリピーターを流出させないことなども課題となる。

施設運営

1 新型コロナウイルス対策

○動向に沿ったコロナ対策

令和3年12月に新型コロナワクチンの3回目の接種を利用者及び施設従事者に対して任意に実施している。令和4年度においても変異株や感染状況など国や自治体の動向に従い、ワクチン接種や経口薬等により感染予防や重篤化しないよう対策を講じていく。

○新型コロナウイルスの変異また感染状況により面会や入館者の制限は

実施していく。面会制限が長期化する場合は、家族のスマートフォンなどで短時間動画撮影によりご本人様の状態を見ることで家族様の不安感の解消など行っていくなどの配慮をしていく。

面会と同時に、ボランティア受入、余暇活動（クラブ）の制限、地域サークルへの施設共用スペースの貸出などの休止や制限は継続していく。

【コロナウイルス感染に関する制限等の解除】

施設内での感染及びクラスターとならないよう感染対策は継続されていくがコロナウイルスの終息やウイルス自体の弱毒化や経口薬等により感染症分類が引き下げるなどの状況となれば、国や自治体からの道標に従い速やかに平常時の状態に戻していく。

2 ベッド管理

【ベッド稼働率目標】

令和4年度のベッド稼働目標については、前記した特養の大規模修繕が認可され着工した場合、ショートステイの居室を工事期間中の特養利用者の一時的なベッドへ転用することになる。その場合、ショートステイは一定の期間休止となるため必然的に稼働率は低下する。よって特養の稼働率目標を高く掲げ、達成しなければならない。

(稼働率目標)

- ・特別養護老人ホーム 稼働率目標 98% (年間平均)
- ・ショートステイ 稼働率目標 45% (年間平均)

(目標達成のための計画)

- ・特養稼働率においては、入退院及び退所後の空床期間を減少することで稼働率目標値の達成を図る必要があることから、大規模修繕とその工期も踏まえながら、特養の入所調整をし、ショートステイのロング利用へ転換し特養のベッドの空床解消を図っていく。

その上で、大規模修繕の工期終了時期を目安に新規特養入所を受入れ、

ロングショートをショートステイ室へ移動し、ショートステイのベッドの確保とするなど工期を睨みながらの使用出来るベッドをフルに活用する対応していく。

3 介護・看護人材の確保)

コロナウイルス感染拡大により社会経済の冷え込みもあり離職や失業等の社会状況が継続している中、福祉への介護人材としての流入はしてきている。

但し、その希望者が資格及び経験値が浅いことは否めない。

その中で介護・看護職員については、運営に支障のない人員数を確保に努めていくが、時世、人材派遣業者からの紹介が主となっているため、紹介手数料等が嵩むことも現実であり、その紹介手数料を何かしらの形で自前の応募要件に付加し、自前の応募が増えるようにしていくことも考えていく。

(サービスマニュアル・委員会)

① サービスマニュアルの改訂

排泄・入浴・食事・口腔ケアのマニュアルを再作成(改訂)する、新人職員のマニュアルとしても活用し、業務標準の標準化となるものとする。作成後はマニュアルの実践確認も副主任が実施していく。

② 委員会

- 感染症予防委員会
- 事故再発防止委員会
- 褥瘡予防委員会
- 身体拘束廃止委員会
- 研修委員会

(医療・リハビリ)

健康管理

- 利用者健康診断 1回/年
- 新型コロナワクチンやインフルエンザ予防接種の実施と健康観察
- 機能訓練指導員からのポジショニングの指導など・介護職と協働した褥瘡予防
- 嘱託医との連携による利用者の健康管理

リハビリ

- 室内での個別機能訓練及び臥床がちな高齢者のベッドポジショニング指導や拘縮予防の運動及びパッド位置等の指導や実践
- 施設外周の外気浴も兼ねた歩行訓練の継続
- ショートステイ利用者のニーズにあわせた個別機能訓練の実施

(余暇活動)

- 新型コロナウイルスの今後の動向により、クラブ活動の制限を段階的に解除していく。(書道・生花・音楽リハビリ)
- リハビリ・介護職による居室フロアでのジグソーパズルや塗り絵などの余暇活動の実施・継続。漢字や計算ドリルなど個別にできる余暇の提供を実践していく。

4 全体

○職員研修

研修委員会が管理者と連携をし、職員に対して個別のニーズや施設サービスや就労に関する外部開催の研修会。セミナー又特養職員に対して集団研修会を企画・実施していく。

- 職員倫理・法令遵守 ○感染予防 ○虐待防止・身体拘束
- 介護技術 ○事故再発防止 ○認知症ケア ○腰痛予防
- 福祉施設職員のメンタルヘルス ○防災関係研修

5 ボランティアの受入れや地域交流の再開

新型コロナウイルスの動向により、世田谷区介護支援ボランティア制度の受入れや他のボランティアの受入れ（洗濯室・シーツ交換・話し相手）を段階的に再開していく。

世田谷区の「高齢者のお休み処」、施設スペース（1階食堂）を地域の方へ貸出を同様に新型コロナの動向に沿って再開をしていく。

世田谷区の夏季の「お休み処（脱水予防）」については、コロナウイルスの終息が見えないため、今年度も中止とする

6 災害対策・防犯対策

大地震等の大災害時の世田谷区との二次避難所協定施設として連絡会や図上訓練の参加・協働していく。また、世田谷区防災無線交信訓練についても、定期訓練として1回/1月継続して行っていく。

定期的な特養本体、また特養と通所施設の合同の避難訓練・総合訓練は継続して

実施していく。

法人内では、各事業所と法人全体の大災害時における施設の事業継続計画（B C P）にて風水害を充実させ災害対策を完備させていく。

その中で特養においては自治会や隣接病院等との災害時の応援協定、災害訓練等も実施していくよう計画する。

また、施設自体で外部からの不審者に対する防犯対策を継続して講じるとともに、近隣(自治会)との相互の関係性を高め、地域の防犯活動を連携していく。

7 施設大規模修繕

前記した通り、東京都・世田谷区の施設大規模修繕の認可が下りた場合には、令和4年度に給排水管設備、電気設備等の修繕を実施していく。

利用者が生活する中での大規模修繕になるため、工程・工期も複雑化、長期化が想定され、利用者の生活に支障を最小限に業者と調整しながら取り組んでいく。

8 その他（収入・支出の見直し）

○高齢者住宅 管理 【委託料の増収】

令和4年4月より、世田谷区内高齢者住宅（20世帯）の管理を法人事業所アルテンハイムで委託を受ける。

*生活協力員の配置（4時間/1日）

*入居者の安否確認

*修繕等のURとの連絡調整

*懇談会、自治会等との連絡及び開催 など

○給食サービスの委託料金の見直し

鎌田区民センターの大規模修繕終了に伴い、仮移転していた鎌田ケアセンターが区民センターへ戻る。移転時の給食サービスを弁当へ一時的に変更したこと、そのため成城ケアセンターの日清医療食品の委託料も横並びで安くなりアルテンハイムの委託料が前年度に比べ高くなっていたが、鎌田ケアセンターが移転から戻る時に給食サービスを日清医療食品に戻すのか否かにより、アルテンハイムの委託料にも影響がある。この点については、デイの運営及び特養の運営について協議しながら、特養の支出は少額でも抑制していくようしていきたい。

令和4年度 事業計画書

成城ケアセンター

認知症対応型通所介護を休止し、地域密着型通所介護のみで運営して2年余り経過した。最初は好調だったが、徐々に稼働率が下がり続け現在も歯止めがかからず収支が取れない状況になっている。近隣の各居宅介護支援事業所へ空き情報の通知等アピールはしているが、問い合わせはあっても実際の利用には繋がらない事が多くあった。

令和4年度は、上記のことを踏まえ、いかに選ばれる事業所になるかという事を大きな目標とし、魅力あるサービス提供とそのPRに注力していきます。

通所介護利用の主な目的は食事・入浴・リハビリ・レスパイトであるが、それはどの事業所も提供しているため、以下のように当事業所の提供しているサービスの差別化を図りたい。

他の事業所に無いものとして①作りたての食事を提供していること（近隣の通所介護事業所では弁当のところが多い）。②ADLの低い方でも入れるミスト浴を導入している（近隣で導入しているは無い）。③併設する成城アルテンハイムから理学療法士・作業療法士が交互にリハビリを提供している等他と比較しても特化した部分があるが、上手く介護支援専門員に伝わっていないという問題がある。

令和4年度は、他に比べ特化した部分が何処かをわかり易く説明したパンフレットを早急に作成し、当事業所のPRする事で選択してもらえる確率を上げたい。

現在の定員18名の地域密着型通所介護では稼働率を限りなく100%に近づけないと収支は安定しない。少しでも収入を増やすべく、現在休止状態にある認知症対応型通所介護を再開させ収入の穴を埋めようと考えたが、認知症対応型通所介護を利用したいと考える利用者は現在もほぼいないのが現状である。（近隣に、認知症対応型生活介護（グループホーム）や、有料老人ホーム、特別養護老人ホームが乱立し、それまで在宅で通所等のサービスを利用していた認知症の方々が施設入所し、通所介護サービスの利用者が減少したことが大きな原因となっている。）事業の再開にあたり、認知症対応型通所介護ではなく、小規模かつ短時間サービスを提供する地域密着型通所介護に変更できないか世田谷区と協議し、可能な限り今年度の事業開始を目指したい。

短時間コースでは図1を見ていただくとわかる様に現在のコースの約半分の収入しか得られない事から、暗に短時間コースの稼働率を上げるのではなく、いかに短時間コースの利用者を5時間以上のコースへ変更してもらうかが鍵となる。

その為には、アルテンハイムの協力をいただき理学療法士・作業療法士による個別及び集団リハビリを充実させる等して、より長く滞在していただく事で収支を安定させたい。

※図1

1回あたりの平均単位（支援1・2は時間の縛り無し）

| 利用時間 | 支援1 | 支援2 | 2-3 | 3-4 | 4-5 | 5-6 | 6-7 | 7-8 |
|--------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|------|
| 単位 | 418 | 428 | 394 | 537 | 563 | 892 | 921 | 1028 |
| 短時間コース | | | | 通常コース | | | | |

令和4年度事業計画

成城訪問看護ステーション

コロナウイルス感染症の終息の見通しがつかないまま、新たな年度を迎えることになりますが、コロナウイルスに罹患した患者に対しても訪問看護を提供し、医療機関としての役割を果たしていきます。

成城訪問看護ステーションは、令和2年末から理学療法士等による訪問看護サービスの提供を開始し、利用者は大きく増加しています。令和3年1月の訪問回数と比較すると、令和4年1月は約1.5倍の増加となっています。令和4年度はさらに職員体制を強化し、看護師及び理学療法士等の採用を行っていきます。また、令和4年度は、管理者の交代を予定しています。定年を迎える職員も2名おり世代交代を行う必要があります。事業の継続が滞りなく継承できるためには職員の採用が不可欠のため、できるだけ早く採用を行っていきます。

令和4年度は、常勤看護師2名程度、理学療法士1～2名程度の増員を計画します。職員が増えるに伴い、令和3年度の1.3倍程度の增收を目指します。

介護保険利用者と医療保険利用者の割合では、介護保険利用者が増加し8対2の比率は令和4年度も同様に推移していくと予想しています。医療保険利用者では、精神科訪問看護の利用者の割合が増加しています。定着すると長期の利用となるので、経営的には安定した収入が見込めます。看護師全員がサービスを提供できる資格があるので、4年度も積極的に利用受け入れを行っていきます。

地域のニーズに幅広く応えるため、移動手段も3輪のバイクを増やし職員の負担軽減と移動時間の効率化を図っていきます。移動距離が多少遠くても、サービスの提供が可能になり収入増につながるので駐輪スペースを検討しながら1～2台追加購入を行います。

令和3年度には、コロナ感染予防のため外部研修が計画通りにはできませんでした。令和4年度も感染予防が優先されますが、外部研修はオンライン研修を中心に職員が負担なく参加できるように計画していきます。また、コロナウイルス感染予防の対応のため、ケースカンファレンスの定期的な開催を中断していましたが、令和4年度はこれまで通りの月1回に戻していきます。

成城訪問介護ステーション

令和4年度事業計画

1. 基本方針

利用者が要介護状態になっても住み慣れたご自宅でその人らしく暮らすことができるよう、利用者の尊厳、権利を守り、利用者の立場に立った専門性の高いサービスを提供する。地域福祉の担い手として信頼されるヘルパーステーションを目指す。

2. 重点目標

(1) 職員の定着

常勤職員の定着率が低く補充にかかる経費が赤字の原因。3年度3月に常勤職員が1名入職したが、研修等に参加してもらいスキル向上を目指してやりがいを見出してくれるようフォローアップしていく。引き続き職員の募集を行っていく。

(2) 増収

こまめに外部事業所にも空き情報を送付し積極的に新規獲得を目指す。目標件数は450件。土日の依頼は相変わらず多く現在1名で回っているが依頼数によっては2名体制でローテーションを組むことも視野に入れる。朝や夕方の時間帯も柔軟に対応していき増収に繋げる。

3. 職員体制：管理者 1名（兼務）

サービス提供責任者 1名 • 兼務 1名
常勤ヘルパー 1名
登録ヘルパー 3名

4. 実施内容

サービス提供責任者の業務

- (1) 訪問介護計画書の作成
- (2) 利用申込みの調整
- (3) 利用者の状態変化、サービスへの意向の定期的な把握
- (4) 居宅介護支援事業者との連携（サービス担当者会議出席等）
- (5) 訪問介護員に対しての具体的援助方法の指示及び情報伝達
- (6) 訪問介護員の業務の実施状況の把握
- (7) 訪問介護員の業務管理

- (8) 訪問介護員に対する研修、技術指導等
ヘルパーの業務（常勤・非常勤・登録型）
(1) ホームヘルプサービスの実施

4. 事故・非常災害時等の対応

事故発生とともに、対応マニュアルにそって迅速かつ適切に対応する。内容について全職員に周知を図りサービス改善と再発防止に努める。

5. 苦情の対応

苦情が生じた時は、その苦情を真摯に受け止め解決に向けて速やかに対応する。法人の規程に基づき関係機関への報告を行う。

6. 人材の育成、研修計画など

研修を定期的に企画し介護技術や介護知識の向上ならびにマナーや資質向上を図る。

- ・研修(動画視聴 zoom 研修)
　　サービス提供責任者研修 レベルアップ研修。
- ・自己研鑽としての資格取得（介護福祉士、介護支援専門員など）

7. 健康管理及び衛生管理

- ・定期健康診断 年1回実施
- ・感染症対策 サービス時、事業所内でのマスクの着用、手指消毒、咳エチケットなどの基本的な感染予防対策

令和4年度事業計画書

成城介護保険サービス

1. 事業方針

- (1) 在宅において生活される利用者が、その有する能力に応じて自立した日常生活がおくれるよう支援する。また、その多様なニーズに応じた適切なサービスの提供が行えるよう、質の高いマネジメントを行う。
- (2) その心身の状況や住環境などに応じ、福祉サービスや保健医療及び地域における資源等を適切に活用して支援を行う。
- (3) サービス事業者の選択にあたっては、本人及び家族による自己決定とし、特定の事業者に偏らないよう公正中立な情報提供を行う。
- (4) 利用者が在宅における日々の生活が円滑におくれるよう、法人の運営する他事業所や外部のサービス事業所及び医療と連携して支援を行う。

3. 事業内容

- (1) 居宅サービス計画の作成・面接・モニタリング・サービス調整及び担当者会議の開催・給付管理
- (2) 地域包括支援センターからの委託を受けて行う介護予防マネジメント
- (3) 市区町村からの委託を受けて行う要介護認定等の調査
- (4) 介護についての相談支援や要介護認定の申請と代行の事務手続きの実施

4. 今年度の重点目標

(1) 事業運営

今年度は新たに職員1名を採用して、6名体制での事業運営となる。人員増加に伴い月間195件以上のプラン作成として事業の安定化を目指します。また、普段より事業対象地域の地域包括支援センターや関係各機関と連携を密に行っておりますが、今後も連携を密に行い、常時、新規利用者の受入をしていきたい。

(2) マネジメントの質の向上

利用者の地域における生活を支えるためには、介護保険サービスや医療、地域の資源など多様なサービスの活用が求められている。そのニーズに応じて適切なサービスの提供が行えるよう、質の高いマネジメントの実現を目的として外部研修等に積極的に参加して、個々の介護支援専門員のスキルアップを図ると共にサービス事業者との連携を密に行いながら、適切なマネジメントの実施と支援の質の向上を図る。

5. 人材育成

新任職員には指導担当介護支援専門員によりOJTを実施。また、事業所内での日々のミーティング時などに相談する時間を設ける。指導担当介護支援専門員以外からも情報提供や助言の機会を設けて、適切な業務遂行ができるよう指導する。

6. 職員研修

(1) 外部研修

| 研修名 | 受講対象者 |
|--|---|
| 更新研修：専門研修課程 I | 就業後 6 ヶ月以上の者 |
| 更新研修：専門研修課程 II | 専門 I 修了者で就業後 3 年以上の者 |
| 主任介護支援専門員・更新研修 | 専任介護支援専門員（専従期間 5 年以上）・ケアマネジャーリーダー・認定ケアマネジャー（専従 3 年以上）・地域包括支援センター主任ケアマネジャー |
| その他の研修（東京都、世田谷区、世田谷区福祉人材育成・研修センター、世田谷ケアマネジャー連絡会） | 全職員 |

(2) 内部研修

| 研修種別 | 受講対象者 |
|--------------------------|-------|
| 法人内研修 ＊年間 9 回開催・内容は別途 | 全職員 |
| 法人内居宅連絡会（毎月） | 全職員 |

(3) 新任研修

| | |
|--|----------------------------|
| 対人援助技術・ケアマネジメント・アセスメント・プランニング・モニタリング・権利擁護・ハラスメント対策 | 指導担当職員の同行訪問・指導・ケアマネジメントの確認 |
| サービスの提供・社会資源・福祉用具の購入・住宅改修 | 受け持ちケースの中で担当職員がフォロー |
| パソコンの操作方法など | 管理者・他介護支援専門員がフォロー |

※法人の運営理念などは、法人内研修実施。

令和4年度事業計画書

祖師谷ケアセンター

1. 事業方針

平成4年以来 多くの方々に支えられ、本年6月をもちまして開所30周年という節目の年を迎えることとなりました。現職員一同 繋いでいるたすきの重さを感じ、皆々様に深く感謝しながら より一層の努力をもって業務に専念して参ります。

令和4年度も地域密着型通所介護として運営していきます。緊急事態宣言の度重なる発令や感染力が強い変異株による感染の急拡大など、新型コロナウイルス感染症は日々状況が変化しています。引き続き強い危機感を持ち、感染対策を徹底しながら事業継続に努めていきます。また、事業展開範囲が重なる成城ケアセンターや隣接展開範囲の鎌田ケアセンターと情報共有を図りながら、通所介護としての特徴を明確化し、より広い範囲で新規利用者獲得に繋げられるよう相互協力が欠かせないと考えます。祖師谷ケアセンターの特徴である比較的軽度の利用者を対象とした機能訓練活動を、個々の前向きな気持ちを引き出しながらより効果的に実施し、さらにはマンネリ化を感じることなく利用が継続できるようニーズに沿った質の高いサービスの提供と稼働率向上は常に課題としながら地域に根ざした運営を目指します。

昨年度 目標として掲げた稼働率60%については達成できましたが、年明け以降 変異株の感染急拡大の利用自粛や濃厚接触による自宅待機等長期欠席は大きな影響があり、今後も予測が難しい状況です。登録数=定員が維持できるよう利用者・家族・居宅介護支援事業所や地域包括支援センターへ情報を見る形で発信し より魅力ある広報活動を目指すと共に、各利用者の出欠席予定を細かく把握し振替利用やスポット利用勧奨等は引き続き積極的に行い、継続した稼働率安定に努めます。また 地域柄か独居や高齢者のみ世帯の利用が比較的多いこともあり、食事の確保や清潔保持、安否確認、機能維持がニーズとして多く挙がります。新規利用検討時に選ばれる事業所となれるよう、例えば夕飯持ち帰りや理美容等 まずは柔軟な思考でニーズへ応じる姿勢を持ち続けて参ります。

近年 施設や建物の老朽化が進み様々な補修修繕工事が行われており、照明をLEDへ検討もされています。事業運営に及ぼす影響が最小限となるよう関係機関と相談し連携しながら調整していきます。また、給食においては昨年度より鎌田ケアセンター大規模修繕に伴い株式会社マルコシを利用しておらず、衛生面に留意しながら安全な食の提供を継続します。

世田谷区委託事業 区営高齢者住宅リラ祖師谷 生活協力員業務は、引き続き実施していきます。入居者の高齢化により必要に応じて区及び地域包括支援センター等関係機関と連携を図りながら業務にあたります。

2. 事業運営

(1) 目標稼働率

稼働率：①地域密着型通所介護 60%

(2) キャリアアップを図り、サービスの質の向上に繋がる研修機会を確保する

法人内研修 定期開催

事業所外研修 隨時 オンラインも活用

(3) 運営推進会議の開催 年 2 回

3. 運営実施内容

(1) 利用者定員数

地域密着型通所介護 18 名

(2) 対象地域

祖師谷・上祖師谷・砧・千歳台・成城・粕谷・烏山・南烏山

(3) 事業内容

①提供サービス

機能訓練活動：機能訓練指導員による訓練・リハビリ器具トレーニング・
脳トレーニング・体操・口腔嚥下体操・体力評価測定・
手指巧緻性維持の手工芸・趣味活動

季節行事／送迎／食事／入浴／介護／相談など

②世田谷区委託事業

シルバービア生活協力員（区営リラ祖師谷）＊懇談会開催／戸別訪問

③成城大学教職課程介護等体験実習生受け入れ

④地域交流事業

ミニデイ・自主グループ等への協力

併設の祖師谷児童館との交流

(4) その他

①職員定期健康診断実施

②自衛消防訓練実施 年 2 回

令和4年度事業計画書

祖師谷介護保険サービス

1. 事業方針

今年度は、長年にわたり勤務された職員が退職されるため、新たに職員を採用して事業を運営してまいります。職員の入れ替わりはありますが、今後も利用者が住み慣れた地域で在宅生活が送れるように、一人ひとりのニーズを的確に把握して地域資源を活用しながら、ケアプランの作成とマネジメントが提供できるように努めてまいります。また、サービス事業者の選定にあつては、利用者の自己決定をもって選択されるよう支援いたします。さらには、地域包括ケアシステムの構築を念頭に置きながら地域の住民や病院、地域包括支援センター、介護保険事業所との連携を密にし、地域の担い手としての自覚を持ちながら事業の運営に取り組んでまいります。

2. 事業運営

- (1) 新規利用者の受け入れ目標を3件/月以上を目標とします。ケアマネジャーの一人あたりのプラン作成数を35件以上/人として、月間70件以上のプラン作成を目標として経営の安定を図ります。そのうえで、職員の増員を検討していきたい。
- (2) 介護予防支援業務の委託を受けた際には、地域包括支援センターやサービス事業者との連携を密にして、利用者が自立した日常生活・自己決定ができるように支援を行います。
- (3) ケアマネジメントの質の確保
 - ①利用者が地域で日常生活を営み、自立した生活が送れるようにケアマネジャーの質を上げ、利用者にとって適切な介護保険サービス、医療、地域資源等に繋がるよう支援してまいります。法人内事業所連絡会の定期開催や管理者および職員との交流を深め、事例検討や情報共有を図りサービスの質の向上、事業の適正化・健全化に繋げます。
 - ②職員のスキルアップのために、法人内で行われる研修や外部機関主催の研修に積極的に参加していきます。
 - i. 法人研修
 - ii. 事業所外研修 隨時
- (4) 要介護認定調査を15件/月程度を受託していきます。

3. 事業体制

- (1) 従業者人員/介護支援専門員2名（管理者含む）
*主任介護支援専門員は、今後猶予期間中に取得予定です。
- (2) 営業日 月～金曜日 9時00分～17時00分

令和4年度事業計画書

鎌田ケアセンター

1.事業方針

令和3年度は、併設の区民センターの大規模修繕工事が実施された為、上用賀にある福祉代替施設にて事業を実施しました。その間、サービス提供時間・内容とすべてに見直しが必要となり利用者獲得にも大変苦戦しましたが、大規模修繕工事も終了し4月より新たに事業を開始します。区民センター併設のデイサービス事業所として、今後も地域との連携を密にすることで地域に根差した運営をしていきたいと考えています。

大規模修繕工事の大きな変更点は、浴室の改修です。入浴は以前の大浴槽スタイルより個浴槽に変更し、一般浴槽・機械浴槽・ミスト浴槽と、ご利用者の状態に合わせ、3種類の浴槽を用意します。ご利用者の大半の方は入浴サービスを希望されていますから、今後は、入浴には力を注いで行きたいと考えていますし、入浴可能人数は利用者増にそのまま直結しますので、スタッフの配置を手厚く対応できるよう検討し、実施していきたいと考えています。

食事は、今年度も株式会社マルコシのデイサービス専用の弁当サービスを継続していきます。弁当ではありますが、食形態は刻み・極刻み・ムース食や代替食などの対応が可能ですし、保温庫もあることから温かい状態で提供できるメリットもあります。今後に関しては、クックチル方式の採用などで厨房を再開するのか、弁当サービスを継続していくのか、様々な角度から総合的に判断していきます。

機能訓練プログラムについては、体操の時間を増やすなどしていますし、レクリエーションもなるべく体を動かせるプログラムにするなどの工夫はさらに継続していきます。主に歩行機会を増やすことを目的に、個別的なプログラムを実施していきます。脳トレにおいても同様で、内容・種類をさらに充実し興味を持った取り組みができるよう、認知症予防プログラムとして確立していきます。また、今後は機能訓練指導員の導入も検討していきます。

併設の居宅介護支援事業所とは、仮移転により連携面など難しいことも多かったですが、今年度は利用者獲得に向けて、連携・協力を以前のように強くしていきます。

職員体制は、仮移転の影響による収益減もあり、新しい採用はせず収支のバランスを見てきましたが、看護師に退職者があり欠員は派遣会社に頼っている状況が半年近く続いています。鎌田での利用再開・利用者増に向けて、複数名の採用は不可欠となります。早急に事務局と連携しながら、未経験人材の積極採用や時短勤務・給与の見直しなど募集方法を柔軟にし、新しい雇用に繋げていきます。新型コロナウイルス感染症の影響が変わらず続き、日々の感染対策が続くことで職員の負担も多くなっていますが、その中で職員は自分の役割はしっかりと果たし

ていると思います。職員がこれ以上疲弊しないよう、働きやすい環境と整えていきます。

昨年度は、認知症対応型通所介護の運営を休止しました。利用者減・職員体制の維持など取り巻く環境の厳しさは現在も変わっておらず、再開は困難と判断し今年度も引き続き休止とします。

区営高齢者住宅生活協力員業務は、前年同様に実施していきます。新型コロナウイルス感染症の影響で、懇談会の開催は見送っていますが、個別訪問の回数を多くすることで見守りの体制は強化しています。

2. 事業運営

(1) 目標稼働率

稼働率：①通所介護 70%

(2) キャリアアップを図り、サービスの質の向上につながる研修機会を確保する。

法人内研修 定期開催

事業所外研修 隨時

3. 運営実施内容

(1) 利用者定員数

①通所介護及び総合事業通所介護 25名

②認知症対応型及び介護予防認知症対応型通所介護 12名（休止中）

(2) 対象地域 鎌田・宇奈根・喜多見・玉川・岡本・瀬田・大蔵

(3) 事業内容

①提供サービス：レクリエーション／体操／手工芸／音楽リハビリ／書道等／季節行事／送迎／食事／入浴／介護／相談など

②世田谷区委託事業

・シルバービア生活協力員（玉川三丁目アパート）

③食事サービス活動推進の会運営への協力（会計監査等）

令和4年度事業計画書

鎌田介護保険サービス

1. 事業方針

「高齢者の自己決定権の尊厳」「自分らしい生活の維持」「自立支援」を基本とし、常に利用者の意向を踏まえ、自立支援に向けた居宅サービス計画を作成し、そのプランに従ってサービスが提供されるよう関係事業者と連携・調整しながら在宅生活が継続できるように支援していきます。入退院時には、医療機関との連携を図り、在宅生活の再開に向けて支援します。

今年度は、1年間にわたった鎌田区民センターの大規模修繕工事が完了し、併設の通所介護事業所も元の場所に戻ります。以前より増して連携をとりながら事業所全体の運営の安定につながるように努めてまいります。

2. 事業運営

- (1) 居宅サービス計画作成件数は総数105件／月超程度を目指として、毎月目標達成できるよう新規プランを積極的に受けていきます。
- (2) 介護予防支援業務の委託を受け、地域包括支援センターと連携し、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、また、自己決定ができるように援助していきます。
- (3) ケアマネジメントの質の確保
 - ①専任ケアマネージャー1人当たりの計画作成件数は39件／人を標準とします。
 - ②職員個々のスキルアップを図るとともに、法人内事業所連絡会を定期的に開催し、管理者及び職員との意思疎通を深め、事例検討や情報の共有を図り、サービスの質の向上、事業の適正化・健全化につなげていきます。
 - ③公平・中立性を確保する観点から、特定の事業所にサービスの偏りがないよう留意していきます。
 - ④誰が見ても理解し対応できるようにケース記録の整理を行っていきます。
- (4) 要介護認定調査の依頼には、地域的に可能な限り受託していきます。
- (5) キャリアアップできるよう積極的に研修に参加していきます。
- (6) 災害時における利用者の安否確認に努めます。利用者個々の避難の仕方を想定していきます。また、感染症の予防及びまん延の防止の為の措置を徹底していくと共に、業務継続計画の策定を行っていきます。
- (7) ハラスメント対策を強化していきます。

3. 事業体制

- ①従業者人員管理者1名

介護支援専門員3名（管理者兼務含む）

- ② 営業日：月～金曜日（休業日：土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始）

営業時間：9時00～17時00分

令和 4 年度 事業計画

社会福祉法人 古木会
鳥山グループホームくつろぎ

事業方針

利用者の支援については、自立支援を基本としながらも、生活上の安全を第一と捉えながら身体機能の維持と介護予防に努めます。

特に新型コロナウイルス感染予防への取組みを継続しながら、昨年度から減ってしまった地域との関わり方を再考し、地域と連携をとり、町会等地域住民の協力を得て地域貢献事業にも取組みます。

介護人材不足の状況の中で、職員の待遇改善や業務の効率改善等で定着を図り、尚且つ新規職員の採用が円滑に進む方策を検討していきます。

また他の新規事業所が増える状況下で、新規入居希望者や地域の居宅事業所の信頼を得るように引き続き PR 活動を行ないます。

事業内容

1. 利用者の状況

① 3 年度末に利用者の長期入院や他施設への移動で空床となりました。入居希望があり年度中には満床となる予定ですが、他事業所の増加やコロナ禍の影響により以前に比べ入所希望待機者の減少などもあるため、常に入所対象利用者の情報を地域の居宅支援事業者や区保健福祉課などから得てベッド管理に対応していきます。

② 認知症状の進行や慢性的な病状と高齢化による要介護の重度化が進んでおり、日々の利用者の体調の変化や ADL の低下を見逃すことなく、転倒予防や病状の急変に対応して、安全に配慮した自立した生活を行なって頂けるよう支援の充実を図ります。コロナ禍の影響もありますが、利用者の個々の自立度に合わせて、人混みをさけた近隣公園への散歩の他、室内でも元気ハツラツと生活できるアクティビティ（健康体操・音楽レク・趣味活動等）を利用者の希望に沿って実施します。また介護予防のためには、日常生活での家事（掃除や調理等）も機能訓練の一部として職員が同行支援しながら実施していきます。

③ 季節行事（4 月お花見外出・9 月敬老お祝い会・12 月クリスマス会等）を利用者を中心に実施します。※コロナ禍の社会状況（感染状況・予防対策）に注視しながらご家族や地域ボランティアの参加、協力の方法も模索しつつ実施します。また自立度の高い利用者の個別ニーズに対応し、コロナ禍に影響されない、密にならずにも実現できる生活目標を掲げて実施できるよう計画していきます。

2. 健康管理と医療連携

施設内での新型コロナ感染症予防として、消毒清掃と利用者、職員、訪問者の手洗い・うがい、マスクの着用を励行し、社会の感染状況によっては昨年度に継続して面会の自粛もやむを得ず実施し、代わりに IT 機器（パソコンやスマホ等）の使用も検討しながら、利用者、ご家族とのつながりを損なわないよう対応していきます。また昨年度同様に訪問診療の定期往診（月 4 回）、成城訪問看護ステーションによ

る定期訪問（週1回）などの協力により利用者の心身の変化に迅速に対応します。新型コロナウイルスの他、インフルエンザ・ノロウィルス等の感染症の流行時期を前に、予防接種や感染症予防対策の職員研修を行います。

特にコロナウイルス予防に関しては、利用者や職員のコロナワクチン接種（3回目）を昨年度終えていますが、今年度も社会的感染状況により、ワクチン接種の追加接種や、施設内での感染疑い、濃厚接触者に対しては早期にPCR検査や抗原検査を実施し感染の蔓延（クラスター）防止に努めます。

各居室には陰圧装置を設置していますが、利用者の感染症の発生に備えて、職員の実践研修などによる感染拡大を防止する支援方法の実施に向けて研鑽に努めます。

3. 「運営推進会議」を年6回（原則奇数月実施）に開催予定です。地域住民の参加と家族の参加も得て、グループホームでの生活の報告と役割・機能を発信します。会議では施設運営と利用者支援の状況を報告し、身体拘束や虐待防止の取組みなども報告していきます。

また地域ボランティアの受け入れと地域との交流を行います。

「せたがやシニアボランティア・ポイント事業」によるシニアボランティアの協力を得て、利用者のアクティビティ活動等を支援します。

*コロナ感染症の社会状況により、上記の会議の中止や活動の縮小、延期なども考慮し、代替として文書での報告やWebなどの活用により地域との繋がりを継続します。

4. 職員体制・研修

人材不足の社会状況の中で、現在の介護職員の定着を図り、職員体制の効率化を図りながらも、同時に新規職員の採用が円滑に進む方策を検討していきます。

業務の改善と効率化については、既に昨年度から導入している調理済み献立が利用者にも好評であり、職員のコロナ感染予防（買物業務の省力化）や調理業務時間の短縮により利用者の介護に関わる余裕もできており今年度も継続します。

新規職員の採用に関しては、ホームページやWeb広告を活用して、施設のPRを行い、短時間勤務の雇用等勤務形態の見直しや人材採用活動助成金等も活用して人材の確保に努めます。

職員の育成を図る研修は、個人毎の経験や能力に応じて個別研修計画を作成し、法人研修や世田谷区福祉人材育成・研修センター等外部研修などにも職員を派遣し、スキルアップに努めます。感染症予防のためWeb研修が中心になっているため、パソコン等の準備により職員が研修に参加し易い環境を整備します。

尚、世田谷区高齢福祉課によるグループホーム介護職員等研修費助成を活用し、職員研修の充実を図ります。また職員が介護福祉士や介護支援専門員等の資格取得の際には、勤務調整により研修や講習に参加できるよう協力を行います。

5. 今年度は、昨年度実施した第三者評価結果に基づき、サービスの質の自主評価・検討を実施します。（昨年度末に評価結果がインターネットで公表済み）
またサービスの質の向上の為、利用者支援やサービス内容等について施設職員が自主評価とサービス内容の検討・改善を行ない、定期的に世田谷区に報告します。

6. 災害対策及び緊急時の対応

利用者・職員全体での防災避難訓練を定期的に実施します。

首都直下震災も想定し、緊急時の法人内、家族連絡体制と BCP(事業継続計画)の策定や防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めます。また過去に世田谷区内でも発生した風水害の教訓を生かし、ホーム建物内での垂直避難訓練も実施し備えます。また地域町会とも連携を図り、地域防災訓練への参加など地域住民と協同して行なえる役割に努めます。

7. 個人情報の保護について

個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いの注意事項等について定期的に会議や研修などを通じて職員に指導します。

8. 地域における公益的な取り組みについて（社会貢献事業の実施）

事業所運営の他、施設の機能を生かした地域住民への貢献事業を企画、実施します。地元町会や関係機関（あんしんすこやかセンター等）との連携により行ないます。

1F 多目的デイルームや駐車場を利用した認知症講座や防災訓練等を地域住民参加・協力により企画、実施します。

*昨年度からは、世田谷区介護予防課・烏山あんしんすこやかセンターの主催による介護予防筋力アップ教室（週1回実施）の運営協力や社協とNPO法人への協力などで多目的デイルームの場所提供と運営の支援協力を実施)

9. 世田谷区営高齢者住宅の管理

区営高齢者住宅（シルバーピア）入居者の安否確認（生活協力員の派遣と連絡調整）を行ないます。（アーク上北沢・フルーレル北烏山）

入居者の高齢化、要介護状態が進んでおり、地域包括支援センターや居宅支援事業所（担当ケアマネジャー）在宅サービス事業所（ヘルパー、デイサービス等）と連絡調整を行い、入居者の安否確認と緊急時に対応し支援を行います。

令和 4 年度 事業計画

社会福祉法人 古木会
高齢者一時生活援助施設ほのぼの

事業方針

高齢者一時生活援助施設の管理運営については、在宅生活の継続が困難になった高齢者や、認知症等で居所不明な緊急一時保護者について、世田谷区高齢福祉課を窓口として 24 時間受入れを行ないます。

その事業運営については、グループホームとの併設のメリットを生かして運営の効率化を図り、また利用者の自主性・社会性を尊重し、自立した日常生活の継続に必要な支援を行ないます。

1. 施設運営

高齢者一時生活援助施設の目的及び世田谷区条例の位置づけに基づいた管理運営を行います。令和 3 年度より世田谷区条例変更に伴い、指定管理者制度から業務管理委託に変更となりました。

1) 利用者の受入れについては、養護を緊急に要することとなった高齢者や在宅生活を継続することが困難となった者で、自立度の高い方から軽度の介護を要する方まで(目安として要介護 3 程度まで)を対象として受け入れを行う。

- ① ひとり歩き等で警察に保護された居所不明な高齢者
- ② 緊急的かつやむを得ない理由(火事等による住居滅失、入所契約の解除等)により一時的に住まいを失った高齢者(所持金が無い場合に限る)

※尚、受入れは上記の対象者で警察の保護(24 時間)により、所管の区保健福祉課地域支援担当を経ての入所相談、連絡を受け施設として対応する。

2) 事業運営にあたり、高齢福祉課への月次報告書、及び年次報告書、自己評価を作成し提出します。

月次報告書は、保健福祉課担当者の訪問や利用者の外出、医療受診他、施設での生活状況についての報告を行ないます。緊急時の利用者の変化は、遂次担当ケースワーカーに報告するほか、重要な事項は高齢福祉課へ状況報告を行ないます。年次報告は、施設の利用状況、利用者支援状況、管理運営状況、利用者による評価、及び自己評価等を総括し報告します。

年度初めに世田谷区職員を対象に施設内覧会を実施します。

世田谷区保健福祉課、生活支援課職員の担当職員異動に合わせて、当所の施設情報を周知することを目的として高齢福祉課主催により行ないます。

内覧会の実施により、保健福祉課担当職員との連絡、連携の強化を図ることにな

り、その後の施設利用が円滑に運ぶことを目的とします。

- 2) 利用者支援については、職員が統一した生活支援方針に沿った支援を行います。まず入所時には、職員が利用者との面談により入所者情報を得てアセスメントを行います。窓口である高齢福祉課の閉庁日には、警察や保健福祉課からの緊急入所依頼に対応し受入れを行い、後日高齢福祉課への情報提供により利用者の支援情報の共有を図ります。
- 施設の対象者は、自立高齢者はもとより、要介護者・認知症高齢者（要介護1～3程度）の利用者も受け入れます。そのため利用者の安全を図る目的で施設の環境整備（センサーボール等の使用）や職員研修を実施し、職員の介護スキルアップを図り、要介護利用者の支援を行います。
- また利用者ニーズに沿った施設運営とサービスの提供を行う為、個々の利用者満足度調査（退所時）を行います。その結果は施設として評価・検討し、業務の改善に反映します。
- 3) 支援内容は相談援助・散歩外出援助・買い物援助・日常生活支援（洗濯・清掃）等を利用者の自立を損なわないよう配慮して行ないます。認知症等の要支援者には職員の見守りや介助が必要となる際に対応します。その他レクリエーションや季節行事などは併設のグループホームと一体的に実施し、利用者の希望に沿って提供します。
- 4) 利用者支援にあたり、行政との協力を図りながら運営を行い、利用者サービスの向上の為に、各支所の保健福祉課、生活支援課や他の高齢者福祉施設とも連携します。とりわけ当所を退所後の生活方針（アパート等での独居又は養護ホーム等の施設利用）については、利用者自身の希望や意向が十分に尊重されるよう区の担当者と共に支援します。
- 5) 職員の介護業務のスキルアップのため、計画的な職員研修（法人研修・外部研修）を実施する他、グループホームと合同で認知症等高齢者の介護方法や、救命救急（AED講習）などの施設内研修を計画、実施します。
- 6) 災害・防犯等緊急時に向けての対応
- 定期的に併設事業所と合同で利用者・職員全体での防災避難訓練を実施します。首都直下型震災も想定し、防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めるほか、地域町会（烏山中町会・協和会）とも連携を図り、災害時相互応援協定に基づいた協力体制を維持します。また防犯対策についても敷地・建物の安全管理の徹底と、周囲の巡回点検に努めます。

7) 個人情報の保護について

個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いについて、定期的に研修などを通じて職員を指導し保護に努めます。

8) 感染症の予防について

職員、利用者共に手洗い・うがいを励行し、日々の清掃と衛生管理を行います。特に新型コロナウィルスやインフルエンザ・ノロウィルス等の感染症対策として、ガウンテクニックなどの感染症予防の職員研修を行い感染の防止に努め、また関係する予防接種（利用者、職員）の実施を早期に行うよう世田谷区や医療機関等との連携に努めます。

9) 地域における公益的な取り組みについて（社会貢献事業の実施）

併設事業所と連携し、施設の機能を生かした地域住民への貢献事業を地元町会や関係機関との連携により企画、実施します。

また介護予防課や地域包括支援センターの依頼を受け、1F多目的ルームを有効活用したプログラム（介護予防教室等）の実施に協力します。

10) 建物の維持管理及び業務の再委託について

3年度から新たに1F多目的ルームの管理運営の委託を受け、その他、建物・設備の定期点検を行ない、異常や修繕箇所を確認した際には、高齢福祉課に報告し、補修工事などにより維持・管理に務めます。また修理や専門性の高い各種設備の定期的な保守・点検については、専門業者への再委託を行ない実施します。

再委託業者

| | | | | |
|--------------|---|---------------|---------------|-----------|
| エレベーター設備 | … | 東芝エレベーター(株) | 年4回 | 他遠隔点検毎月実施 |
| 消防設備 | … | 中央報知器(株) | 年2回 | |
| 空調設備（ガスヒーポン） | … | 東京ガス（株） | 都市エネルギー部（故障時） | |
| 床面清掃 | … | キングランメディケア（株） | 年3回 | |
| 庭木剪定 | … | 青山造園(株) | 年1回 | |
| 防炎カーテンメンテナンス | … | キングラン商事(株) | 年1回 | |

1. 事業方針

今年度も運営、経営の安定を目標に取り組んでいきます。

運営面は、介護職員の雇用状況(常勤・非常勤)が安定しないため、高額な給与を支払いながら派遣職員で対応する現状は続いている。そうした中では、派遣職員を常勤・非常勤職員へ早急に入れ替えていきたいが、新規職員自体の応募数が少ない現状があり、職員体制が整わず苦慮している状況です。令和3年度下半期(令和4年3月上旬現在)では、常勤職員1名と非常勤の夜勤専任1名、計2名の入職となっています。引き続き、幅広く人材を確保するため、多数の紹介会社などに声を掛けながら、常勤・非常勤職員を雇用しサービスの安定を図るとともに、併せて経営面での整合性も図れればと思います。

また同一建物内の1階で事業を継続している中町訪問看護ステーション、中町介護保険サービスと情報共有のもと協力、連携しながら営業活動を継続し、入居率アップに繋げていきたいと思います。ほか今後、運営が安定していけば、現在、2ユニットの中町グループホームふるさとの事業展開から、再び3ユニットでの事業展開ができればと思っております。

2. 事業運営

(1) 人員配置

令和3年度も派遣職員を頼らざるを得ない状況は続いており、日中のフロア職員3名体制を確保できないことはありますが、勤務表を工夫しながら対応しております。また夜勤専任が入職したこと、常勤職員の夜勤回数が平均6回程度になりました。そのため日中の職員体制がやや厚くなり、利用者へのサービスの質の向上に寄与できているのではないかと思われます。引き続き事務局と相談しながら早急に常勤・非常勤職員を採用できればと思います。

(2) 人材育成

コロナ禍のため、世田谷区の研修費助成を受け、オンラインでの外部研修を中心に実施しながら、職員の専門職としてのスキルアップを図ります。コロナウイルスが終息に向かえば、以前同様、対面での研修にも参加していきます。内容としては、①身体拘束・高齢者虐待 ②感染症の予防について ③防災について ④AED操作訓練などを実施予定です。

(3) 地域交流・活動

コロナウイルスの影響により、町会行事などは全て中止となっておりますが、日々の散歩などの外出や音楽リハビリ(ふるさと職員が対応)などの活動、季節行事などを充実させ、利用者が心身ともに安定した生活が送れるよう支援していきます。またふるさとの理念である自立支援を念頭においたケアは引き続き継続し、日常生活動作の中から身体機能の維持向上を図ります。

- (4)運営推進会議 令和2年度、2ヶ月ごと(4月、6月、8月、10月、12月、2月)に開催した会議は全て書面配布・決議となりました。コロナウイルスの影響が落ち着いてくれば、また地域との交流、連携を再開していきたいと思います。
- (5)医療連携 日々の健康管理、緊急時対応等、往診医師、訪問看護との連携を密に展開していきます。コロナウイルスの影響で、家族面会も中止としている中、令和3年度は発熱等の体調不良になる入居者の方々はありませんでした。またコロナウイルス、インフルエンザなどの予防接種も無事終了しています。引き続き、医療職と連携を図りながらスムーズな予防接種機会を確保していきます。また感染予防を徹底しながら、入居者の健康状態の把握、重症化予防なども行っています。
- (6)家族との交流 令和3年度は、コロナウイルスの影響により、家族の面会は全て中止となっております。そのため職員は、毎月の行事風景などを写真にとり、文章を作り、ふるさと内での生活状況を郵送にてご家族へお伝えしております(令和2年度より実施)。ご家族から好評の声をいただいているため、今後も継続していきます。またコロナウイルスが終息に向かえば面会も再開していきたいと思っております。
- (7)運営資金 単年度黒字化を図り、借り入れ資金を計画的に返済できるよう努めています。第一に空きベッド期間を作らないことが収入のアップに繋がります。また現在は派遣職員に頼らざるを得ない運営状況ですが、常勤職員・非常勤職員への入れ替えを実施しながら、收支の安定を図り、徐々に借り入れ資金を返済していきます。

令和4年度事業計画書

中町介護保険サービス

1. 事業方針

コロナ感染症が収束しない状況下ですが、利用者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、要介護・要支援の利用者1人1人のニーズを的確に把握し、気持ちに寄り添いながら自立を支援していきます。また、生活意欲が高まり、その人らしい生活が出来るように努めます。そのために地域包括支援センター、介護保険事業所、医療機関、行政等と連携して地域の担い手としての自覚を持って事業を展開いたします。

2. 事業内容

- (1) 居宅サービス計画の作成・面接・モニタリング・サービス調整及び担当者会議の開催・給付管理
- (2) 地域包括支援センターからの委託を受けて行う介護予防マネジメント
- (3) 市区町村からの委託を受けて行う要介護認定等の調査
- (4) 介護についての相談支援や要介護認定の申請と代行の事務手続きの実施

3. 今年度の重点目標

- (1) 今年度は4月より職員1名を新たに加えて2名体制での運営となります。開設から3年目を迎えておりますが、地域における支援の担い手としては、まだ成長の余地があるものと考えます。関係各機関と連携を図りながら地域に根差した事業所となるよう運営をしていきたい。
- (2) 新規の支援依頼を積極的に受け入れて3件以上／月の契約増を目指し、事業所として70件以上のプラン作成を目標にします。
- (3) 介護予防プランの委託を受け、地域包括支援センターと連携して高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- (4) マネジメントの質の向上
 - ① 外部機関主催の研修などに参加して、新たな知識の取得をしていく。また、事業所内での事例検討や情報の共有を図り、個々のケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上につなげていきたい。
 - ② 住み慣れた地域での生活継続を支えるためには、介護保険サービスや医療、地域の資源など多様なサービスの活用が求められている。そのニーズに応じて適切なサービスの提供が行えるよう、関係各機関やサービス事業者との連携を密に行いながら、適切なマネジメントの実施と支援の質の向上を図っていきたい。

5. 人材育成

新任職員には指導担当介護支援専門員によりOJTを実施。また、事業所内での日々のミーティング時などに相談する時間を設ける。指導担当介護支援専門員以外からも情報提供や助言の機会を設けて、適切な業務遂行ができるよう指導する。

6. 職員研修

(1) 外部研修

| 研修名 | 受講対象者 |
|--|---|
| 更新研修：専門研修課程Ⅰ | 就業後6ヶ月以上の者 |
| 更新研修：専門研修課程Ⅱ | 専門Ⅰ修了者で就業後3年以上の者 |
| 主任介護支援専門員・更新研修 | 専任介護支援専門員（専従期間5年以上）・ケアマネジャーリーダー・認定ケアマネジャー（専従3年以上）・地域包括支援センター主任ケアマネジャー |
| その他の研修（東京都、世田谷区、世田谷区福祉人材育成・研修センター、世田谷ケアマネジャー連絡会） | 全職員 |

(2) 内部研修

| 研修種別 | 受講対象者 |
|------------------------|-------|
| 法人内研修 *年間9回開催・内容は別途 | 全職員 |
| 法人内居宅連絡会（毎月） | 全職員 |

(3) 新任研修

| | |
|--|----------------------------|
| 対人援助技術・ケアマネジメント・アセスメント・プランニング・モニタリング・権利擁護・ハラスマント対策 | 指導担当職員の同行訪問・指導・ケアマネジメントの確認 |
| サービスの提供・社会資源・福祉用具の購入・住宅改修 | 受け持ちケースの中で担当職員がフォロー |
| パソコンの操作方法など | 管理者・他介護支援専門員がフォロー |

※法人の運営理念などは、法人内研修実施。

令和4年度事業計画

中町訪問看護ステーション

1. 概況

超高齢社会でコロナ禍の中、住み慣れた地域で在宅生活を継続する為に、要支援・要介護・医療依存度の高い方・精神疾患の方等、個々のニーズを把握し本人・家族の思いに寄り添い、支援する事が重要である。その為に地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・区・都・医療機関等との連携を密に強化して行く。また職員確保・安定、教育（リモートでの研修）等サービスの質の向上に努める。利用者確保として、サービスの拡大と365日の訪問看護を目指し活動して行く。

2. 事業内容

- 1) 医療保険での訪問看護：医療ニーズの高い方々に対しては、頻回訪問により本人のQOLを確保し、個々の病状や意思に応じた看護の提供。精神疾患の方々は、年々社会生活をされる方が増加している事から、自立支援に向けての寄り添う看護を提供します。
- 2) 介護保険での訪問看護：要支援・要介護者の在宅生活の質の確保を重要視し、自宅で療養生活が出来る様、日常生活の動作能力の維持・回復の援助、介護者の負担軽減等に努める。

3. 目標

- 1) 開設2年目となり職員不足が続いている。人員確保の強化と、4月入職者の育成に努めます。
- 2) 月～金（土・日・祝日・夜間・年末年始は携帯電話で24時間対応）但し状態や要望に対し土・日・祝日の訪問も対応する。営業時間 8:45～17:30
- 3) 看護の質向上の為職員教育費 1人 1～3万円
- 4) 利用者月額目標：
 - 人数：約50人
 - 訪問延べ回数：350回以上
 - 収入：約2,500,000円以上/月

令和4年度 事業計画

社会福祉法人古木会
喜多見グループホームかつらの木

事業方針

昨年度下半期の入居者について、入院後にグループホームに戻れる身体状況ではない方が2名退所となることが続いた。新規利用者も昨年11月から年末に掛けて2名入所されている状況ではあるものの、依然として空床が3床あり確保が困難な状況となっている。今年度は不安定な経営状況に陥ることのないよう、地域の居宅介護支援事業所や区の保健福祉課にもPRしていきます。また入居対象希望者を獲得する為、数ある施設の中から選ばれる施設づくりを目指します。

職員の人員不足の状況は常態化しており、昨年度は派遣職員の雇用に依存した経営にならざるを得ない状況であったが、現在派遣職員は0名となっている。また昨年10月より常勤職員を2名採用し補充を図っている。今年度も職員の離職を防ぐための処遇改善と、新規職員の採用に向けた施設のPRに一層取り組みます。

利用者支援においては、地域の中で繋がりをもち地域住民の一員として生活が営めるよう積極的に地域に展開し活動します。特に昨年度から続く新型コロナウィルス感染予防への取り組みを継続しながら、昨年度から減ってしまった地域との関わり方を再考し、地域と連携をとり、町会等地域住民の協力を得て地域貢献事業にも取り組みます。

事業内容

1. 地域の居宅介護支援事業所や区の保健福祉課などへPRを積極的に行い、ホームの認知度を高めるとともに、リニューアルしたホームページを活用しながら入居希望者の目に留まる魅力のある施設づくりを目指していきます。またベッド管理の具体策として、入居希望者が入院からの退院等で入所準備が困難な時は、居室内備品（ベッド等）を一時的に貸し出す等、入居を積極的に受け入れてベッド稼働率を維持できるよう努めます。
2. 介護職員人材確保の具体策としては、新規採用が困難である現状を踏まえ、職員への処遇改善等で離職者を出さないことを目指します。また研修への参加や資格取得などへの協力で個々のモチベーションの維持、向上を目指し助言や相談に応じます。職員採用に関しては、ホームページやWeb広告を活用して、施設のPRを行い、短時間勤務の雇用等勤務形態の見直しや人材採用活動助成金等も活用して人材の確保に努めます。

3. 季節行事（4月お花見外出・9月敬老のお祝い会・12月クリスマス会等）をご家族やボランティアの参加、協力を得て実施します。外出活動等を個々のニーズに合わせて行います。家族に行事や外出時の援助を得られるよう理解、協力を求めていきます。※コロナ禍の影響（感染状況・予防対策）に注視しご家族や地域ボランティアの参加、協力の方法も模索し実施します。また自立度の高い利用者の個別ニーズに対応し、コロナ禍に影響されない、密にならずともできる生活目標を掲げて実施できるよう計画します。その他、誕生会の実施や日々の活動を充実させ、アクティビティ（健康体操・音楽レク・趣味活動等）を利用者の希望に沿って実施します。介護予防の為には、日常生活での家事も機能訓練の一部として職員が同行し生活がより充実するように支援します。
4. 日々の生活においての健康管理を医療との連携により行います。内科医訪問診療（月2回）の他、成城訪問看護ステーションの定期訪問（週1回）、訪問歯科（隔月1回）の協力を得て、利用者的心身の変化に迅速に対応します。また勤務体制・職員配置に関係なく緊急時迅速に連絡等対応できる体制づくりを行います。
5. 感染症予防・転倒等事故防止について、施設内での新型コロナ感染症予防として、消毒清掃と利用者、職員、訪問者の手洗い・うがい、マスクの着用を励行します。感染状況によりご家族にも面会自粛や方法の検討など理解を求めます。新型コロナウイルスの他、インフルエンザ等の感染症の流行時期を前に、予防接種や感染症予防対策の研修を行います。各居室の陰圧装置を活用し万が一の感染症発生に備え、職員の実践研修等により感染拡大を防止するよう研鑽に努めます。利用者や職員のコロナワクチン接種（3回目）を昨年度終えていますが、今年度も社会的感染状況により、ワクチン接種の早期実施や、施設内での感染者疑い、濃厚接触者に対しては早期にPCR検査や抗原検査を実施し感染の蔓延（クラスター）防止に努めます。
転倒等事故防止の為、利用者的心身変化をリアルタイムに把握します。ヒヤリハット報告書を活用し情報共有を行いながら日々の申し送りで利用者の心身の状態を課題分析し、予測した対応を行います。
6. 「運営推進会議」を2か月毎（年間6回）に開催します。町会役員等地域住民、地域包括職員、入居者やご家族、職員の参加により、施設運営と利用者の生活支援の状況報告、及び身体拘束や虐待防止の取り組み等も報告します。その他地域における役割や機能等について協議します。※感染症状況により、上記の会議の中止や活動の縮小、延期なども考慮し、文書での報告やWebなどの活用により地域との繋がりを継続したい。
7. 職員研修は、個人毎の経験や能力に応じ法人研修や世田谷区福祉人材育

成・研修センター等外部研修等に職員を派遣・参加スキルアップに努めます。特に義務化された身体拘束や虐待についての研修は年に2回全職員が参加できるよう体制づくりに努めます。また研修に参加が難しい夜勤専属職員が研修に参加できる体制を今後も検討します。感染症予防のためWev研修を中心なっていますので、パソコンなどの整備により職員が研修に参加しやすい環境整備を行います。なお研修の実施にあたり、世田谷区高齢福祉課によるグループホーム介護職員等研修費助成を活用し、職員研修制度の充実を図ります。また資格取得の際には、勤務調整により研修や講習に参加できるよう資格取得に向けた協力を行います。

8. 今年度は、福祉サービス第三者評価を実施します。評価機関に委託し、客観的に施設のサービスの質の評価・講評を実施します。法人の組織運営のほかサービスの質の向上のために、利用者支援やサービス内容等について評価機関による施設の視察と家族アンケート、職員への調査、記録等文書の確認を行い、評価講評結果を報告します。またインターネットで評価結果を公表します。
9. 災害対策等緊急時に向けての対応について、年に2回以上、利用者・職員全体で防災避難訓練を定期的に実施します。利用者全体が重度化している傾向の中で、利用者ひとり一人に合わせた避難方法を訓練の中で共有します。また地震想定だけではなく、水害被害の教訓を生かし、ホームでの垂直避難の訓練や外部の避難場所の確保等、緊急時対応マニュアルに基づき法人内、家族連携体制とBCP（事業継続計画）の職員への周知や防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めます。また、地域町会とも連携を図り年に1度行われる地域防災訓練にも可能な限り参加し、顔の見える関係づくりと互助の体制の維持に努めます。
10. 個人情報の保護については、日常の電話対応等も含め、利用者情報の取り扱い注意事項について、年に1回、職員研修等を通じて周知します。
11. 地域における公益的な取り組みについて（社会貢献事業の実施）。事業所運営の他、その知識、経験、人材等の専門性を活かし、相談支援や地域住民が認知症に対する認知度、理解度を高められるような活動、関係機関（あんしんすこやかセンター）との連携を行います。昨年度は実施に至らなかった認知症カフェ等の検討・実施に取り組みます。また町内会の会合に積極的に参加し、施設機能を活かした地域住民への貢献事業を企画し、地域における認知症ケアの拠点として、社会的責任を果たしていけるよう努めます。

令和4年度事業計画

梅丘あんしんすこやかセンター

1、総合相談（相談相談、地域ネットワーク構築及びPR、実態把握）

- 相談の内容について、地域の社会資源も含めながら案内を行い適切に対応する。また、相談内容が多岐に渡る場合は課題について整理を行い、関係機関と連携を図りながら対応する。
- 広報紙での案内や地域の活動グループ、また町会自治会連合会議や地区社協の運営委員などへの訪問を実施し事業のPRを行う。また、町会や商店街、金融機関など関係機関と連携を図り地域づくりに努める。
- 年間の実態把握件数目標を900件とする。予防の必要性がある方や、継続した支援が必要な方はリスト化し、対応方法を計画する。

2、権利擁護事業（虐待、成年後見、消費者被害）

- 地域に虐待の早期発見のポイントを周知し、相談通報をいただけるよう取り組む。また、虐待の通報時には、保健福祉課と連携を図り迅速に対応を行う。
- 相談時に成年後見制度を必要と判断される場合には、制度についての説明を行い、成年後見センター等との連携を図り対応する。また、広報紙等を活用し、制度の周知を図る。
- サロンや自主グループなど高齢者が多く集まる場で、消費者被害の注意喚起を行う。また、情報が寄せられた際には、消費生活センターや警察署と速やか連絡を行い、被害拡大を防ぐ。

3、包括的・継続的ケアマネジメント（ケアマネジャー支援）

- ケアマネジャーからの困難ケースの相談に際して、個別ケース会議の開催などを速やかに実施し、対応方法を検討していく。また、他地区のあんしんすこやかセンターと合同で、事例検討会や研修会を開催し、ケアマネジャーのスキル向上に努める。

4、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防ケアマネジメント、一般介護予防事業）

- 専門職訪問事業や筋力アップ教室など様々な資源を活用し、高齢者自らが介護予防への意欲を持って取り組めるようケアマネジメントを実施する。
- 感染症の蔓延により外出が困難になることを想定し、オンラインでの体操会を立ち上げる。
- 男性の地域活動への参加が少ないため、男性のみが参加する体操グループを立ち上げる。

5、認知症ケア推進（認知症ケアの推進）

- 認知症への備えができ、また認知症を恐れず安心して生活が続けられるよう、新しい認知症観を地域に広めていく。
- 月に1回のカフェや男性介護者ぴあエールの会、介護者の会を継続し、家族等への支援に努める。
- もの忘れチェック相談会や初期集中支援事業を計画通りに実施し、早い段階から支援の導入に取り組む。

6、あんしん見守り事業（見守り対象者の支援）

- 窓口相談や訪問により、孤立の恐れや必要な支援の導入が困難と思われる方などを把握した場合には、速やかにリストアップを行い、継続した見守り訪問ができるよう計画する。また、毎月1回、ミーティングで各職員の見守り対象者の情報を共有する。
- 見守り対象者リストは紙ベースでも保管し、災害時等にすぐに安否確認ができるようにする。

7、在宅医療・介護連携（在宅医療、介護連携の推進）

- 地域に在宅療養の方法についての周知を図り、退院後の療養生活などが安心して開始できるよう取り組む。
- 月に1回の地区連携事業を通し、在宅療養を必要とされる方が様々なサービスを含め円滑に支援が受けられるよう、地域の介護サービス事業所間と医療との連携を図る。

8、地域ケア会議（地域ケア会議の実施）

- 地域ケア会議Aを2件、会議Bを3件、計画的に実施する。全職員が、会議で発掘された地区課題やその課題への取り組み内容を共有し、地区課題を有する困難ケースの対応に生かすことができる。
- 会議Bで把握された地区課題は、三者でも共有し地域での取り組みや地域づくりに生かしていく。

9、地区包括ケアの地区展開（福祉の相談窓口）

- （身近な地区における相談支援の充実、参加と協働による地域づくりの推進）
- 複合的な課題を持つ相談に対して、関係機関の連携を速やかに図り、課題の解決に向けて真摯に対応する。また、関係機関とのスムーズな連携を図れるようにぽーときたざわやプラットホーム、メルクマールなどの機関との情報共有を図っていく。
 - まちづくりセンター、社会福祉協議会との三者間で、月に1回の三者連携会議や週に1回の「朝の会」を通して情報の共有を行い、地区の課題の抽出と取り組みを実施していく。

10、質の向上（苦情対応、人材育成・人材定着、職場内連携）

- 様々な社会資源を各職員が相談対応時に適切に利用案内が行えるよう、新しい情報を全職員が共有し、活用しやすいように資源の整理を徹底する。
- 苦情があげられた場合には速やかに法人に報告し迅速に対策する。苦情の内容や対策は法人内で共有し、苦情の再発防止に努める。
- 毎日の夕方のミーティングや月に1回の拡大ミーティングにおいて、三職種の専門性を活かし、困難ケースの検討などを実施し全職員がスキルアップを図る。

令和4年度事業計画

祖師谷あんしんすこやかセンター

1、総合相談（・相談対応・PRと地域づくり活動・実態把握）

- 窓口相談での多種多様な相談に対して、的確な状況把握を実施し、相談内容に即したサービスや制度に関する助言、関係機関の紹介を行う。
- 毎日のミーティングで、インテーク・アセスメントや対応に不足がないか全職員で確認し、3職種が中心となって助言を行い、支援目標を達成していく。支援困難ケースは随時ミーティングで状況と今後の支援方針の確認を行う。
- サロン、高齢者クラブ、民生委員協議会、祖師谷ふるさとフェスティバルにて出張相談の機会を設ける。公社けやきの会で出張相談会を開催する。
- 会議の開催、参加、地域の社会資源の把握を行い、地域包括支援ネットワークづくりに取り組み、高齢者支援につなげていく。
- 区の年齢別対象者リストに基づく訪問や、継続支援リストのモニタリング訪問、新規訪問等を合わせて、実態把握実施目標件数は、1000件以上とする。
- 広報誌を年6回発行し、町会・自治会、図書館、商店街、病院やクリニック、薬局等へ配布と、法人ホームページへの掲載、地区社協のメルマガでの配信によりPRを行う。
- いきいき講座を年3回以上、デジタル関連講座を年2回以上開催する。

2、権利擁護事業（虐待、成年後見、消費者被害）

- 虐待への対応は、迅速な対応を厳守徹底し保健福祉課と連携し対応していく。ケアマネジャー、介護保険サービス事業所、町会自治会、民生委員や地域住民への啓発と、リスクのある事例について予防的な支援等について検討し早期発見、早期対応に取り組んでいく。
- 高齢者の認知症が疑われる場合には、成年後見センターと連携して、適切な制度へ繋げていく。
- 消費者被害の防止のため、消費生活センター、地域生活安全課や警察と連携して啓発活動を行い、消費者被害防止を行っていく。
- 見守り高齢者の中から必要な方へ特殊詐欺対策用自動通話録音機の導入支援を行う。

3、包括的・継続的ケアマネジメント（ケアマネジャー支援）

- 地域課題や困難事例に対して多職種や他機関との連携を行っていく。
- ケアマネジャー支援として事例検討会を年2回以上開催する。ケアマネジャーからの相談には関係機関と連携しながら対応していく。
- 地区内の主任ケアマネジャーと毎月連絡会を開催し、地区の課題や事例検討会等について検討しケアマネジャー支援を行っていく。
- ケアマネジャーからの相談に随時対応し、困難ケースについては、関係機関との連携と、助言や同行訪問等の支援を行っていく。

4、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防ケアマネジメント、一般介護予防事業）

- 自立した生活を送れるよう、利用者に対して適切なマネジメントと多様な社会資源を活用したケアマネジメントを実施する。
- 個別ケース検討を通した地域ケア会議 A を 3 事例以上、会議 B を 3 事例以上開催していく。
- 講座や高齢者の集まる会(サロン等)、実態把握訪問や来所相談時に必要に応じてチェックリストを実施し、介護予防事業対象者把握を行い、介護予防手帳の活用や、筋力アップ講座等の適切なサービスへ繋げていく。はつらつ介護予防講座修了者を他の一般介護予防事業につなげ、自主的な運動に取り組めるよう支援する。
- 普及啓発講座として、はつらつ介護予防講座の毎月 2 回の開催と、いきいき講座を年 3 回以上開催し、その内 1 回は体力測定・講話を実施する。
- 自主グループ、サロンへの訪問や実態把握訪問等で健康長寿ガイドブック、介護予防手帳を配布してフレイル予防の普及啓発を行う。

5、認知症ケア推進（認知症ケアの推進）

- 認知症専門相談員が中心となり、認知症在宅サポートセンターと連携しながら、「認知症とともに生きる希望計画」に掲げるプロジェクトの推進に向け取り組む。今年度は希望計画の周知を含む地域づくりを重点に取り組んでいく。
- 認知症サポーター養成講座を年 3 回以上実施する。講座修了者をステップアップ講座につなぎ、認知症カフェ等で活動できるようにする。
- 家族会を年 4 回実施し、家族介護者の支援を行う。
- 地区型もの忘れチェック相談会へ必要な方をつなぐことができるよう、周知していく
- 自治会や民生委員等との認知症のある高齢者の見守りの強化を図り、地区全体で見守りネットワーク構築を図る。
- 広報誌で、もの忘れ相談窓口・家族会等の PR をおこなう。
- あんすこで立ち上げた認知症カフェを毎月 1 回開催する。

6、あんしん見守り事業（見守り対象者の支援）

- 見守りについては、見守りコーディネーターが中心となり、見守りサービスメニューの更新・見守りボランティアの登録及び訪問派遣の調整を行う。実態把握訪問や関係機関とのネットワークの中から、社会的孤立の恐れのある高齢者の早期発見を行い、毎月 1 回開催する見守りミーティングにて、支援の要否やモニタリング頻度を決めて見守り訪問及び見守り相談を実施する。商店街での見守りの取り組みを三者連携で進めていく。
- コロナ禍で閉じこもりがちの高齢者が増えているので、見守りネットワークの連携により、見守りを強化していく。

7、在宅医療・介護連携（在宅医療、介護連携の推進）

- 医療と介護の連携シート、口腔ケアチェックシート、MCS(メディカルケアステーション)

の普及・活用に努めていく。

○在宅で療養生活を送る「在宅医療」の普及啓発を図る。年1回区民向け講座を開催する。

○「世田谷区在宅療養資源マップ」等を活用し、在宅療養に関する相談支援を行う。

○医療と介護の連携を円滑に推進するために、地区連携医や関係機関と協働して取り組んでいく。

8、地域ケア会議（地域ケア会議の実施）

○主任ケアマネ連絡会やケアマネジャー支援を通して個別事例の支援をおこない、地域ケア会議Bを年3回開催し、個別事例の検討・解決、ケアマネジメント力の向上、支援ネットワークの構築、地区・地域課題を把握していく。

○ケアマネジャーの困り事から地区課題として認識し、解決していくよう支援する。

9、地区包括ケアの地区展開（福祉の相談窓口）

(身近な地区における相談支援の充実、参加と協働による地域づくりの推進)

○障害や母子・子育て関係、生活困窮等の相談を適切な部署につなぎ、連携して支援をおこなう。

○区や都が開催する母子・障害・精神保健福祉関係の研修に参加しスキルを向上する。

○公社けやきの会においては、運動サロン、買い物ツアーの継続支援と商店街での買い物支援とごみ出し支援、出張相談会を行う。

○「砧地域ご近所フォーラム」に実行委員会も含めて参加し関係づくりを行う。

○地域包括ケアの取組みとして、三者連携を深めていく。個別の相談については適切な支援へ繋げられるよう関係機関との情報共有・連携を行っていく。

10、質の向上（苦情対応、人材育成・人材定着、職場内連携）

○サービス改善を図り、相談者が相談しやすい環境づくりをする。また苦情についても関係機関と連携し迅速に対応する。

○職員一人ひとりが専門性を生かし、やりがいをもって働き続けられる職場環境を構築し、職員の定着を図る。

○朝礼・終礼ミーティングにおいて、連絡・報告を行い情報共有と支援方針の確認をおこなう。また支援困難ケースについては、隨時ケース会議を開催し、支援内容を全員で検討し、役割分担を行いチームで対応していく。

令和4年度事業計画

成城あんしんすこやかセンター

1、総合相談（相談相談、地域ネットワーク構築及びPR、実態把握）

- 相談者のニーズを適切に把握し専門的な支援が行えるよう電話や窓口での相談において十分な聴き取りとアセスメントを行う。毎日の報告においては三職種の意見交換を行い成城あんしんすこやかセンターというチームとしての支援を行う。相談内容によっては区の関係機関、特に保健福祉課と緊密な連携を取って対応する。
- 自治会広報誌への記事掲載を継続し地域の保健福祉の啓発を行うとともに、あんしんすこやかセンターのPRにつなげる。
- 地区社会福祉協議会や民生委員協議会などの会議に参加し地域包括支援ネットワークづくりに取り組む。
- 実態把握訪問に関しては事前に配布資料やアンケート類を配布するなどの工夫を行い対象者の不安を軽減し、感染症予防対策を十分に配慮した上で訪問する。

2、権利擁護事業（虐待、成年後見、消費者被害）

- 自治会誌や住民の会議、サービス事業所との会議を活用し虐待防止や消費者被害防止を啓発する。昨年度作成したマンションや商店向けのパンフレットを活用して見守りの啓発や相談窓口のPRに努める。
- ケアマネジャーと民生委員などに対し成年後見制度の普及・啓発を行い、社会福祉協議会の事業等に協力、連携していく。8989(わくわく)ネットワークの中で団地住民を対象とした相談会を成年後見センターと連携して定期的に開催する。

3、包括的・継続的ケアマネジメント（ケアマネジャー支援）

- 月に1回、地区のケアマネジャーと連携して事例検討会や勉強会、それらの企画や準備を行い地区のケアマネジャーの情報交換やスキルアップの場を設ける。
- ケアマネジャー対象の地区包括ケア会議や合同の研修会を、地域の主任ケアマネジャーと連携して砧地域の5か所のあんしんすこやかセンターで合同開催する。

4、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防ケアマネジメント、一般介護予防事業）

- 毎週水曜日の「ネットでの運動」を継続する。実態把握や窓口相談などにおいてはアセスメントを行い、フレイル予防やセルフマネジメントの意識向上に努める。
- フレイル予防を含めたいきいき講座やデジタル講座などを年5回以上開催し介護予防やその他の普及啓発を行う。
- いきいき講座や実態把握での基本チェックリストを活用し区の介護予防事業などにつなげる。

5、認知症ケア推進（認知症ケアの推進）

- 総合相談や実態把握訪問等で認知症の相談を受けた場合は所内で情報を共有し、適切な医療あるいは福祉につながるまで見守りフォローを継続する。
- 区民向け認知症サポーター養成講座の開催や、活動中のサロンや自主グループを訪問して「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の普及啓発を行う。認知症初期集中事業に

年間 5 ケース程度を上げ問題が複雑化する前に適切な医療または介護サービス等につなげる。

○区の家族会の他に NPO 法人語らいの家との「認知症の人を支えるための家族相談会」を年 11 回行い家族介護者の支援を行う。

○三者連携で取り組んでいる 8989(わくわく)ネットワークや S S C K 会議において認知症の勉強会や認知症に関する地区課題の解決に向けて取組むきっかけづくりを行う。

6、あんしん見守り事業（見守り対象者の支援）

○実態把握訪問や地域の情報などから見守りの必要な人を把握する。また毎月定期的に見守り対象者のアセスメントや支援を検討する会議を行い適切な見守り支援を継続していく。
○マンション管理人や商店を訪問し見守りネットワーク構築に努める。

7、在宅医療・介護連携（在宅医療、介護連携の推進）

○医療機関や高齢者関連施設のリストを毎年更新し必要に応じて活用できるようにする。
○「医療・介護の連携シート」を積極的に活用し、入退院時の連携強化を図り、切れ目のない医療・介護の提供体制を構築する。
○ACP を意識したコミュニケーションに努め、必要時に関連機関と情報共有を行う。
○感染症の流行状況に配慮しつつ、地域内の医療機関を訪問し、あんしんすこやかセンターの PR と顔の見える関係づくりに努める。
○地区連携医事業を通して地区における医療、介護のネットワークづくりを継続していく。
感染症予防の為、オンラインでの開催を継続する。
○地区住民や地区のケアマネジャーが活用できる地域資源リストを毎年更新し活用できるようにする。

8、地域ケア会議（地域ケア会議の実施）

○地域ケア会議 B を年 3 回以上開催し地区・地域課題の把握につなげる。毎月の地域ケア連絡会に参加し関係諸機関と連携して地域の課題解決について検討する。

9、地区包括ケアの地区展開（福祉の相談窓口）

（身近な地区における相談支援の充実、参加と協働による地域づくりの推進）
○生活困窮や障害、難病など高齢以外の相談は、適切な部署へつなぐことができるよう、保健領域の研修にも積極的に参加するとともに日頃から関係機関と連携をとっていく。
○まちづくりセンターや社会福祉協議会地区事務局と協働し三者連携での 2 つの住民主体の協議体、成城セカンド・コミュニティ会議と 8989(わくわく)ネットワークの会議や活動に参加し住民による地域づくりや見守り活動を広げていく。

10、質の向上（苦情対応、人材育成・人材定着、職場内連携）

○積極的に研修に参加することと職場内での研修の発表、伝達を行うことで職員のスキルアップを図る。
○日々の引継ぎや報告のほかに内部での会議の場を毎月設け、業務マニュアルの読み合わせや伝達研修などを行い、情報の共有と職員のレベルアップを図る。

令和4年度事業計画

喜多見あんしんすこやかセンター

1、総合相談（相談相談、地域ネットワーク構築及びPR、実態把握）

- 相談業務では、ニーズの把握に努め必要な支援につなげる。特に相談内容が多岐にわたる場合は関係機関との連携を図りながら対応する。
- サロンなどの活動団体へ、あんしんすこやかセンターのPRや認知症・介護予防等の啓発活動などを行う。
- あんすこ便りを年6回発行し、町会の回覧や薬局へ配布する。また、まちづくりセンターや社会福祉協議会と共に地区情報のチラシセットを作成し配布する。
- 実態把握として区からのリストの他、見守りや未把握者など計画的に年間で800件以上の訪問を行う。

2、権利擁護事業（虐待、成年後見、消費者被害）

- 虐待防止や早期発見の為、ケアマネジャー等に対して啓発を行う。虐待通報時は保健福祉課と連携し対応を行う。
- 成年後見制度が必要と思われるケースに関しては、成年後見センター等関係機関と連携し、支援していく。また、民生委員やケアマネジャーに対して啓発を行う。
- 高齢者が集まる場や広報紙等を活用し、警察や消費生活と協働して消費者被害に関する情報を伝え注意喚起を行う。また、消費者被害が発生した場合は消費生活センターや警察と連携して対応する。

3、包括的・継続的ケアマネジメント（ケアマネジャー支援）

- 地区の主任ケアマネジャーと協働してケアマネジャーのスキルアップのため、地区連携医事業を活用し医療の研修や事例検討を行う。
- ケアマネジャーからの困難事例などは必要に応じて同行訪問やケース会議を開催し支援を行う。

4、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防ケアマネジメント、一般介護予防事業）

- 実態把握やサロン訪問などを利用し、基本チェックリストを実施する。該当者にはニーズを把握し、筋力アップ教室などその人に合わせたサービスを提案する。
- いきいき講座は介護予防の体操やデジタル講座などを含め年5回実施する。まちづくりセンターとの共催や地区の社会資源を活用する。

5、認知症ケア推進（認知症ケアの推進）

- 認知症初期集中支援チーム事業（5事例提出を目標とする）や地区型もの忘れチェック相談会を活用し、認知症高齢者及びその家族を支援する
- 家族支援として合同の家族会の他、単独での介護者の会を偶数月に開催し気軽に参加できるように内容を工夫する。また、認知症カフェの開催支援も行う。
- 地域住民やサロンに出向き、認知症サポーター養成講座を通し、認知症希望条例の普及啓発を行う。年間3回を目標に開催する。

6、あんしん見守り事業（見守り対象者の支援）

○相談業務や訪問で孤立など見守りが必要な方の把握に努め、状況確認や支援方針を毎月のカンファレンスで検討する。

○見守りボランティアの育成を行い、必要な方への見守りをお願いするとともに交流会を開催するなどボランティアへの支援も行う。

7、在宅医療・介護連携（在宅医療、介護連携の推進）

○事例検討などを通し、ケアマネジャーなどの介護職や医療職との多職種連携を図る。

○相談対応ができるよう医療情報を整理しておくと共に、ニーズが高くても在宅での生活が円滑に送れるよう支援する。

○地区住民に対し在宅医療の普及啓発を図るため、講座を実施する。

8、地域ケア会議（地域ケア会議の実施）

○地域ケア会議は、介護予防を目的とした会議 A、困難ケースや地域包括ネットワークの構築など目的にした会議 B をそれぞれ年間 2～3 回行う。

○地域ケア会議であがつた地域課題に対し、必要に応じて具体的な取り組みを行う。

9、地区包括ケアの地区展開（福祉の相談窓口）

（身近な地区における相談支援の充実、参加と協働による地域づくりの推進）

○生活困窮や障害、難病など高齢以外の相談は、適切な部署へつなぐことができるよう日頃から関係機関と連携をとっていく。

○まちづくりセンターや社会福祉協議会地区事務局と協働し、地区課題である買い物支援として買い物ツアーや移動販売を実施する。また、その他地区課題解決のため地域づくりに取り組む。

10、質の向上（苦情対応、人材育成・人材定着、職場内連携）

○職員のスキル向上のため、計画的に研修に参加する。オンラインでの研修は複数名での視聴も行う。研修に参加した職員は、職場内でのミーティングで、情報を達し他の職員と共有する。

○朝と夕方にミーティングを設け個別ケースの状況を共有する。又、月一回程度所内カンファレンスを開催し、継続支援のケースの支援計画や業務執行状況の確認を行う。

○苦情があった場合は、迅速な報告・対応を心掛け、他の職員が受けても同じ対応が出来るように情報共有する。

○相談やすい職場環境を整えることにより、職員同士が良好な関係を築けるようにする。

○定期的に職員との面談を行い、仕事を均等化していくことで、負担感を軽減し職員の定着を図る。

地域包括支援センター事業実績報告書

| 地域包括支援センター名 | | 梅丘 | | 祖師谷 | | 成城 | | 喜多見 | |
|------------------|---------------|------|-----|------|----|-----|-----|-----|------|
| | 目標／結果 | 目標 | 上半期 | 年間 | 目標 | 上半期 | 年間 | 目標 | 上半期 |
| 延べ相談件数 | | | | | | | | | |
| うち相談拡充相談件数 | | | | | | | | | |
| 実態把握 | 900 | | | 1000 | | | 880 | | 900 |
| 介護保険手続受付件数 | | | | | | | | | |
| 総合事業ケアマネジメント実施件数 | 1250 | | | 900 | | | 800 | | 750 |
| 内訳 | ケアマネジメントA | 実施件数 | | | | | | | |
| | ケアマネジメントB | 実施件数 | | | | | | | |
| | ケアマネジメントC | 実施件数 | | | | | | | |
| 都外住所地特例者 | ケアマネジメントA | 実施件数 | | | | | | | |
| | ケアマネジメントB | 実施件数 | | | | | | | |
| | ケアマネジメントC | 実施件数 | | | | | | | |
| 予防給付実施件数 | 1050 | | | 1200 | | | 800 | | 1000 |
| 会議・講座実施 | 地区版地域ケア会議 | 5 | | 6 | | | 5 | | 6 |
| | 地区包括ケア会議 | | | | | | | | |
| | 地区連携医事業 | | | | | | | | |
| | 家族介護者の会 | | | | | | | | |
| | いきいき講座 | 5 | | 5 | | | 5 | | 5 |
| 研修 | 研修等出席回数(従来事業) | | | | | | | | |
| | 研修等出席回数(相談拡充) | | | | | | | | |